# ねりま後見人ネットだより

**第 14 号**

発行／平成 30 年８月

発行／練馬区社会福祉協議会　権利擁護センター　ほっとサポートねりま
TEL：03-5912-4022　FAX：03-3994-1224
E-mail：kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会　権利擁護センター　ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

## 成年後見制度に関する講演会のご報告

平成 30 年５月９（水）に区民産業プラザ Coconeri ３階研修室にて上山浩二司法書士と小泉晴子氏をお招きし『自分の老後は自分で決める～任意後見制度を交えて～』というテーマで講演会を開催しました。また、練馬区における成年後見推進の NPO 団体として、成年後見推進ネットこれから、成年後見のぞみ会の２団体からも活動報告をしていただきました。



**講師の上山司法書士**

今回の講演会はこの数年相談件数が増加している「将来の不安」、「老後の心配」について、任意後見制度や地域活動をテーマに開催したものです。当日は、『ねりま後見人ネット』メンバーの方を含め 69 名の区民の方が参加されました。



**講師の小泉晴子氏**

講演の中で上山司法書士から、任意後見制度について、具体的な事例を交えて分かりやすく説明いただき、任意後見制度契約発効まで、判断能力の低下に備える仕組みについて、財産管理や見守り契約の利用事例についてお話がありました。

また、小泉氏からのお話では自身の体験を元に、「自分の老後は自分で決める」というテーマで、自分自身の将来の備えを考えたときに、自分が何をしたいかということで活動を始めたというお話しがありました。今後も、皆さまからのご相談、ご意見から講演会等を企画していきたいと思います。

# ほっと情報

## 研修のご案内

練馬区では、本人と同じ生活者の視点で、社会貢献の気持ちを持って後見業務を行う「社会貢献型後見人（市民後見人）」の養成および支援を行っています。

今年度も９月から養成研修が始まりますが、より多くの方に社会貢献型後見人を知っていただく機会となるよう、研修の一部を公開いたします。

是非ねりま後見人ネットメンバーの皆さまにもご活用いただきたく、以下の通りご案内いたします。お問い合わせ・申し込みは、ほっとサポートねりまへご連絡ください。各回、研修の前日までにお申し込みください。（先着順）

| 日時 | | 会場 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 9/19（水） | 10：00～12：00 | 練馬区役所西庁舎西 10 会議室 | ① 成年後見制度や関連法等 |
| | 13：00～15：00 | 練馬区役所地下多目的会議室 | ② 高齢者施策について（介護保険制度などの高齢者サービスについて） |
| 9/26（水） | 10：00～12：00 | 練馬区社会福祉協議会ボランティアセンター会議室 | ③ 消費生活相談の実態の対応 |
| | 13：00～15：00 | | ④ 認知症の理解 |
| 10/10（水） | 10：00～12：00 | | ⑤ 障害の理解と対象者理解（知的障害） |
| | 13：00～15：00 | | ⑥ 障害者施策について（障害者総合支援法などの障害者サービスについて） |
| 10/17（水） | 10：00～12：00 | | ⑦ 生活保護制度について |
| 10/22（月） | 10：30～12：30 | | ⑧ 社会保険制度について |
| 10/25（木） | 9：30～11：30 | 練馬区役所地下多目的会議室 | ⑨ 障害の理解と対象者理解（精神障害） |

申込：練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま
電話 03-5912-4022

## 相談会のご案内

平成 30 年 11 月 10 日（土）に司法書士による合同相談会を開催します。主に成年後見制度に関する相談会ですが、遺言、相続、今後の生活についてのご相談も可能です。平成 30 年 10 月 1 日から申し込みを受け付けておりますので、是非お申し込みください。

「司法書士による成年後見制度無料相談会」
日時：平成 30 年 11 月 10 日（土）10 時～15 時
※1 時間ごとに各回 5 組様にてご相談をお受けいたします。
会場：練馬区立勤労福祉会館
住所：東京都練馬区東大泉 5-40-36
申込：練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま
電話 03-5912-4022（各回、先着順での予約）
※平成 30 年 10 月 1 日（月）からのお申し込みになります。

## 第三者後見人等に対する、練馬区の報酬助成の変更

練馬区では、成年後見制度を利用している方（成年被後見人・被保佐人・被補助人）のうち、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」）への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる方に、報酬を助成しています。（**成年後見人等が、配偶者・四親等内の親族の場合は報酬助成はありませんが、専門職等に引き継ぎ、本人の預貯金から報酬が払えない場合は助成を受けられる可能性があります。**）

平成30年4月から、以下のとおり助成対象の範囲と金額が変更になりました。

① 助成対象について、区長申立てだけでなく親族・本人等の申立ての場合にも拡大する。
② 助成金額について、被後見人等が施設入所者であるか、在宅生活者であるかを問わず、一律20,000円とする。

助成の対象になるかどうかの詳細や**申請方法・必要書類については下記アドレスの練馬区ホームページを参照いただくか、練馬区福祉部管理課地域福祉係にお問い合わせください。**
***http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/chiikifukushi/kenriyougo/seinennkoukenn.html***
練馬区福祉部管理課地域福祉係　電話:03-5984-2716(直通)FAX:03-5984-1214

# ま・め・ち・し・き

## 欠格条項の見直しについて

ねりま後見人ネットだより第 10 号、11 号でお伝えした**『成年後見制度の利用の促進に関する法律』**において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことが条文に記載されました。

この法律内容を受け、成年後見制度利用促進基本計画について改めて欠格条項の見直しについて検討と見直しを行うよう記載され、先の国会に**『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案』**が提出されております（7 月 22 日閉会。現在、閉会中審理。次国会で成立見込）。改正内容については、

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備する（180 法律程度）。

とされており、公務員や士業、法人役員等についての欠格条項を削除し、心身の状況を個別に判断する仕組みを作るように改正される予定です。今後も、成年後見制度利用促進計画は各自治体でも作成され、制度利用にあたって誰もが利用しやすくなるような取り組みが考えられていきます。制度についての疑問や課題などがありましたら、よりよい制度になるように一緒に考えていきましょう。

**練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター　ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたり、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。**




練馬区社会福祉協議会　権利擁護センター
ほっとサポートねりま
住所：練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5 階
ＴＥＬ：03-5912-4022　ＦＡＸ：03-3994-1224
Ｅ―mail：kenri@neri-shakyo.com
相談受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15【祝日、年末年始を除く】